

# 日本の健診(検診)制度の概要

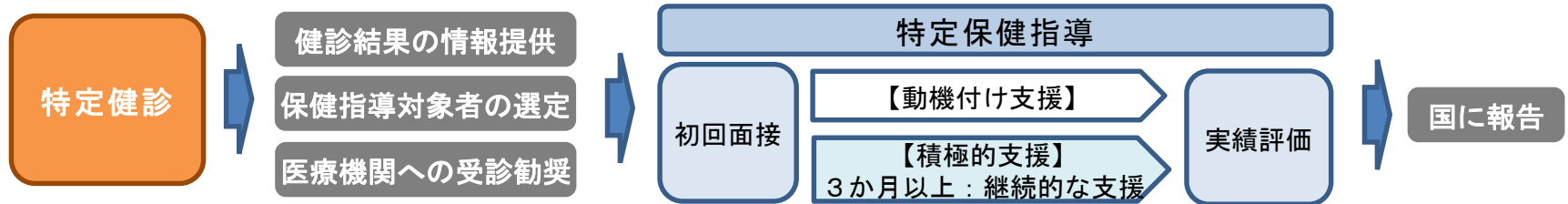
## 全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査(健康診断)を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。(医療保険者や事業主は任意に実施)

(乳幼児等) 妊婦、出産後1年 小学校就学前	<b>母子保健法</b>	【対象者】1歳6か月児、3歳児 【実施主体】市町村<義務> ※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨	
児童生徒等	<b>学校保健安全法</b>	【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童 【実施主体】学校(幼稚園から大学までを含む。) <義務>	
39歳 40歳 74歳 75歳	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他
<b>医療保険各法</b>	(健康保険法、国民健康保険法等)	<b>労働安全衛生法</b>	<b>健康増進法</b>
【対象者】被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者<努力義務>	<b>特定健診</b>	【対象者】常時使用する労働者※労働者にも受診義務あり 【実施主体】事業者 <義務> ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施 ※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。	【対象者】住民(生活保護受給者等を含む) 【実施主体】市町村<努力義務> 【種類】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周疾患検診</li> <li>・骨粗鬆症検診</li> <li>・肝炎ウイルス検診</li> <li>・がん検診</li> <li>・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導</li> </ul>
<b>高齢者医療確保法</b>	<b>高齢者医療確保法</b>		
【対象者】加入者 【実施主体】保険者<義務>	【対象者】被保険者 【実施主体】後期高齢者医療広域連合<努力義務>		
歯周疾患検診 骨粗鬆症検診 肝炎ウイルス検診 がん検診	保険者や事業主が任意で実施・助成		<b>健康増進法</b>
			【対象者】一定年齢以上の住民 【がん検診の種類】 胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診

# 特定健康診査・特定保健指導について

- 特定健診・保健指導は、保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入するものである（法定義務）。



## <特定健診の検査項目>

### ○基本的な健診項目

- ・ 質問票（服薬歴、喫煙歴 等）
- ・ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、血圧測定
- ・ 血液検査（脂質検査、血糖検査、肝機能検査）
- ・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）

### ○詳細な健診項目（医師が必要と認める場合に実施）

- ・ 心電図検査、**眼底検査**
- ・ 貧血検査、血清クレアチニン検査

## <特定保健指導の選定基準>（※）服薬中の者は、特定保健指導の対象としない。

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		あり なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当				
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当		あり なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当				
	1つ該当				

## <特定健診・保健指導の実施率>（目標：特定健診70%以上 保健指導45%以上）

特定健診 受診者数 2019万人（2008年度）→ 2756万人（2016年度） 昨年度比で50万人増  
 実施率 38.9%（2008年度）→ 51.4%（2016年度）

特定保健指導 終了者数 30.8万人（2008年度）→ 88.1万人（2016年度）  
 実施率 7.7%（2008年度）→ 18.8%（2016年度）

保険者機能の責任を明確にする観点から、厚生労働省において、**全保険者の特定健診・保健指導の実施率を公表する。**  
 （2017年度実績～）



# 特定健診における眼底検査

## 眼底検査

- 特定健診における眼底検査は、「詳細な健診」として行われており、高血圧網膜症や糖尿病性網膜症を対象疾患とし、血圧又は代謝系検査が受診勧奨判定値以上の者で医師が必要と認める者に対して実施されている。
- 以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、眼底検査を実施する（基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。
- 判定基準については、評価する疾患の特性及び早期に検査を受けることが望ましいことから、平成30年4月より基準を変更し運用している。

### 【判定基準】

標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】（平成25年4月）  
（～平成29年度）



標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】  
（平成30年度～）

前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

①血糖高値	a	空腹時血糖	100mg/dl以上	又は
	b	HbA1c (NGSP)	5.6%以上	
②脂質異常	a	中性脂肪	150mg/dl以上	又は
	b	HDLコレステロール	40mg/dl未満	
③血圧高値	a	収縮期血圧	130mmHg以上	又は
	b	拡張期血圧	85mmHg以上	
④肥満	a	腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上		又は
	b	BMI $\geq 25\text{kg/m}^2$		

当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちいずれかの基準に該当した者

血圧高値	a	収縮期血圧	140mmHg以上
	b	拡張期血圧	90mmHg以上
血糖高値	a	空腹時血糖	126mg/dl以上
	b	HbA1c (NGSP)	6.5%以上
	c	随時血糖	126mg/dl以上